



長野県報

10月14日(火)
平成26年
(2014年)
第2615号

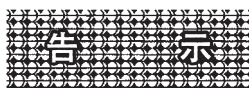
目次

告示

| | |
|---|---|
| 救急病院等を定める省令に基づく救急病院の認定(医療推進課) | 2 |
| 身体障害者福祉法に基づく医師の指定(障がい者支援課) | 2 |
| 身体障害者福祉法に基づく医師として指定した者が診療を行う医療機関の所在地及び名称の変更(障がい者支援課) | 2 |
| 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定(障がい者支援課) | 3 |
| 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の更新(障がい者支援課) | 3 |
| 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の名称及び所在地の変更の届出(障がい者支援課) | 4 |
| 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退(障がい者支援課) | 4 |
| 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知(2件)(森林づくり推進課) | 4 |
| 森林法に基づく保安林の指定(森林づくり推進課) | 5 |

公告

| | |
|------------------------------------|---|
| 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請(県民協働課) | 5 |
| 県営土地改良事業の工事の完了(農地整備課) | 5 |
| 開発行為に関する工事の完了(2件)(都市・まちづくり課) | 5 |



長野県知事 阿部 守一

長野県告示第573号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により認定した救急病院は、次のとおりです。

平成26年10月14日

| 名称 | 所在地 | 認定の有効期限 |
|------|------------|-------------|
| 菅沼病院 | 飯田市鼎中平1970 | 平成29年11月10日 |

医療推進課

長野県告示第574号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として次のとおり指定します。

平成26年10月14日

長野県知事 阿部 守一

| 氏名 | 診断に当たる障害別 | 診療を行う医療機関の所在地及び名称 |
|--------|----------------------|--|
| 小田切 久八 | 心臓 腎臓 | 伊那市小四郎久保1313-1 伊那中央病院 |
| 岡本 正則 | 肢体不自由 | 松本市旭3-1-1 信州大学医学部附属病院 |
| 鈴木 進子 | 呼吸器 | 茅野市玉川4300番地 組合立諏訪中央病院 |
| 小口 智雅 | 腎臓 | 松本市本庄2-5-1 社会医療法人財団慈泉会 相澤病院 |
| 吉村 昌記 | ぼうこう又は直腸 小腸 | 駒ヶ根市赤穂3230 昭和伊南総合病院 |
| 菅野 隆彦 | 心臓 腎臓 呼吸器 | 下伊那郡高森町吉田481-13 長野県厚生農業協同組合連合会 下伊那厚生病院 |
| 橘 賢廣 | 心臓 | 上田市緑が丘1-27-21 独立行政法人国立病院機構 信州上田医療センター |
| 鈴木 聡 | 平衡 音声・言語 肢体不自由 | 上田市鹿教湯温泉1308 長野県厚生農業協同組合連合会 鹿教湯三才山リハビリテーションセンター 鹿教湯病院 |
| 横田 昌 | 肢体不自由 | 飯田市駄科1285-1 すずおか内科クリニック |

障がい者支援課

長野県告示第575号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として指定した者が診療を行う医療機関の所在地及び名称が次のとおり変更になりました。

平成26年10月14日

長野県知事 阿部 守一

| 氏名 | 変更前の医療機関の 所在地及び名称 | 変更後の医療機関の 所在地及び名称 |
|-------|-----------------------------------|----------------------|
| 石塚 雅美 | 北佐久郡御代田町大字御代田4107-40 御代田中央記念病院 | 東御市鞍掛198 東御市民病院 |

| | | |
|-------|-----------------------------------|---|
| 兼子 一真 | 諏訪市湖岸通り5-11-50 諏訪赤十字病院 | 安曇野市豊科5685 安曇野赤十字病院 |
| 柳平 朋子 | 飯山市大字飯山226-1 飯山赤十字病院 | 安曇野市豊科5685 安曇野赤十字病院 |
| 一條 哲也 | 松本市旭3-1-1 信州大学医学部附属病院 | 安曇野市豊科5685 安曇野赤十字病院 |
| 呂 旭原 | 飯田市八幡町438 飯田市立病院 | 上田市緑が丘1-27-21 独立行政法人国立病院機構 信州上田医療センター |
| 小口 智啓 | 松本市本庄2-5-1 社会医療法人財団慈泉会 相澤病院 | 松本市浅間温泉1-24-6 小口耳鼻咽喉科医院 |
| 土屋 篤嗣 | 北佐久郡御代田町大字御代田4107-40 御代田中央記念病院 | 佐久市岩村田1311-7 医療法人アレックス 佐久平整形外科クリニック |

障がい者支援課

長野県告示第576号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関の指定を次のとおり行いました。

平成26年10月14日

長野県知事 阿部 守一

育成医療及び更生医療

| 医療機関の名称 | 所在地 | 指定した年月日 |
|-------------------|---------------------|-----------|
| 長野県立須坂病院（形成外科） | 須坂市大字須坂1332 | 平成26年8月1日 |
| 訪問看護ステーションふれあい | 上伊那郡箕輪町大字中箕輪13768-1 | 平成26年8月1日 |
| 調剤薬局 マツモトキヨシ伊那日影店 | 伊那市日影56 | 平成26年8月1日 |
| アイセイ薬局 伊那西町店 | 伊那市西町5746-4 | 平成26年8月1日 |
| ことり薬局 | 松本市浅間温泉1-24-8 | 平成26年8月1日 |

障がい者支援課

長野県告示第577号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新しました。

平成26年10月14日

長野県知事 阿部 守一

育成医療及び更生医療

| 医療機関の名称 | 所在地 | 指定更新年月日 |
|---------------|----------------|-----------|
| オレンジ薬局 | 佐久市佐久平駅北18-1 | 平成26年8月1日 |
| コウズケヤ薬局 豊里 | 上田市蒼久保555-1 | 平成26年8月1日 |
| コウズケヤ薬局 常田 | 上田市常田2-6-11 | 平成26年8月1日 |
| もとき薬局 | 上田市小島213-1 | 平成26年8月1日 |
| コウズケヤ薬局 古里 | 上田市古里84-19 | 平成26年8月1日 |
| 藪原真岡薬局 | 木曾郡木祖村藪原1151-1 | 平成26年8月1日 |
| 長野県立こども病院（薬局） | 安曇野市豊科3100 | 平成26年8月1日 |

障がい者支援課

長野県告示第578号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第64条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関から当該指定に係る医療機関の名称及び所在地の変更があった旨の届出がありました。

平成26年10月14日

長野県知事 阿部 守一

育成医療及び更生医療

| 変更前の医療機関の 名称及び所在地 | 変更後の医療機関の 名称及び所在地 | 変更した年月日 |
|-------------------------|--------------------------|-----------|
| 有限会社常田薬局 上田市常田2-15-1 | 有限会社常田薬局 上田市常田2-14-18 | 平成26年6月1日 |

障がい者支援課

長野県告示第579号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第65条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定の辞退がありました。

平成26年10月14日

長野県知事 阿部 守一

| 医療機関の名称 | 所在地 | 辞退予告期間終了年月日 |
|-------------|----------------|-------------|
| コウズケヤ薬局 海野町 | 上田市中央2丁目12番12号 | 平成26年5月31日 |

障がい者支援課

長野県告示第580号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成26年10月14日

長野県知事 阿部 守一

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
大町市美麻字家浦25946の1、字家ノ前26104の1、字甚蔵26320のイ、字小岩嶽26320のロ、字尾花山15601、15602の1、15603
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐は、択伐による。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び大町市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第581号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成26年10月14日

長野県知事 阿部 守一

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
下伊那郡下條村睦沢50、54の1、陽阜3581の1、3777、3778、3938、4888の4、4888の6
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 次の森林については、主伐は、択伐による。
睦沢50、54の1(次の図に示す部分に限る。)、陽阜3581の1、3777、3778、3938
 - その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び下條村役場に備え置いて

縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第582号

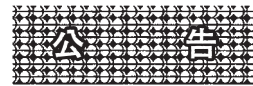
森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林に指定します。

平成26年10月14日

長野県知事 阿部 守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
長野市鬼無里日影字岩下10348のイ、10348のロ、10349の1、10350、10351のイ、10351のロ、10352の9、10352の10、10354のイの20、10354のロの19、10536の5、10536のイ、10536のヲ、10545のイの5、10545のイの6、10545のイの7、10557のハの10、10572のロ、10593の22、10618のイの1、10625のイの1、10625のイの11、10625のイの12、10683のイの29、10683のイの30、10683のイの33、10684のニ、10685のイ
 - 2 指定の目的
干害の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- 〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び長野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課



公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成26年10月14日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日
平成26年10月6日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人信州アウトドアプロジェクト
- 3 代表者の氏名
島崎 晋亮
- 4 主たる事務所の所在地
下水内郡栄村北信4414-1
- 5 定款に記載された目的
この法人は、多くの人々に対して生活体験や自然体験などの体験活動の普及に関する事業をおこなうことで、多くの人々が心身ともに豊かで文化的な生活を営む一助となることを目的とする。

県民協働課

公告

県営美和地区土地改良事業の工事は、次のとおり完了しました。

平成26年10月14日

長野県知事 阿部 守一

- 1 土地改良事業の名称
県営ため池等整備事業
- 2 工事着手年月日
平成20年10月1日
- 3 工事完了年月日
平成26年8月22日

農地整備課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成26年10月14日

長野県佐久地方事務所長 清水 深

- 1 許可番号
平成26年7月4日 長野県佐久地方事務所指令26佐地建第43-6号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
北佐久郡軽井沢町大字追分字上ノ原1710-1、1710-5、1710-6、1711-2